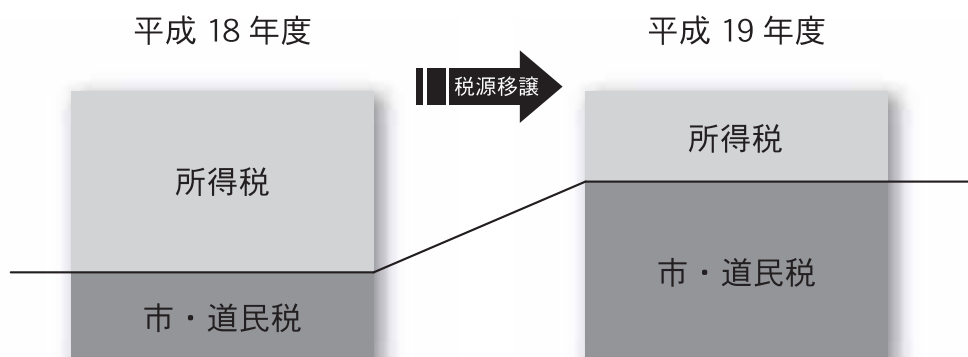


平成 19 年中に所得が減るなどによって
所得税がかからなくなった方へ

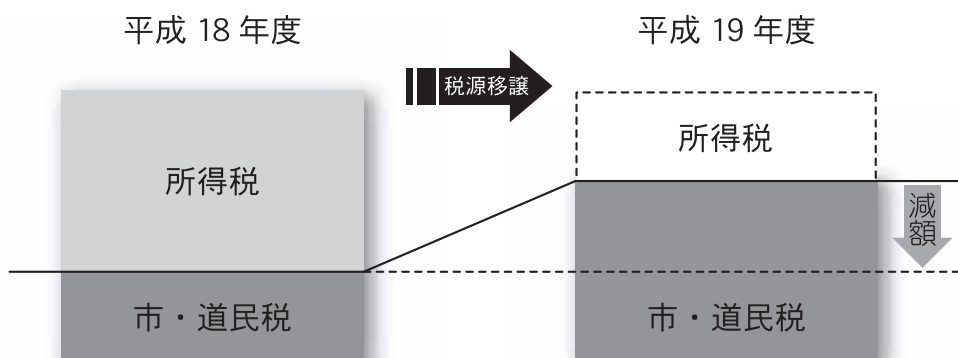
住民税の減額措置

平成 19 年に国（所得税）から地方（住民税）へ税源移譲が実施されました。これにより、平成 18 年と平成 19 年の所得や家族構成が変わらなければ、多くの方は、住民税（市・道民税）が上がり所得税が下がりましたが、税源移譲の前後では、住民税と所得税を合わせた額は変わらない制度となっています。



しかし、平成 19 年分の所得税がかからなくなった場合は、平成 19 年度分の住民税（平成 18 年の 1 年分の所得で計算）が上がっただけになってしまいます。

このため、所得税を下げられなかった分として、一定の要件を満たす方に限り、平成 19 年度分の住民税の額を、税源移譲がなかった場合の額まで減額する経過措置が設けられました。



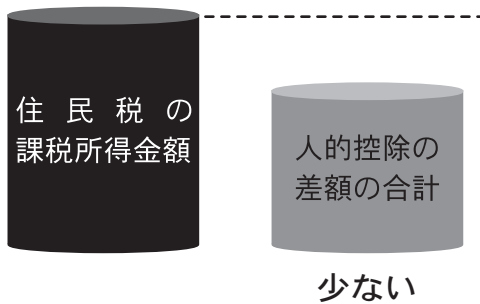
▶対象となる方 平成 19 年中に退職したり、出産や病気などで長期休職したりするなど、平成 18 年中より所得が減り所得税がかからなくなった方で、次ページの 2 つの要件を満たす方です。

なお、平成 19 年中に亡くなった方や海外へ転出し平成 20 年 1 月 1 日現在、国内に居住していない方には、この経過措置は適用されません。また、寄附金控除や住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）などによって、所得税がかからなくなった方も対象となりません。

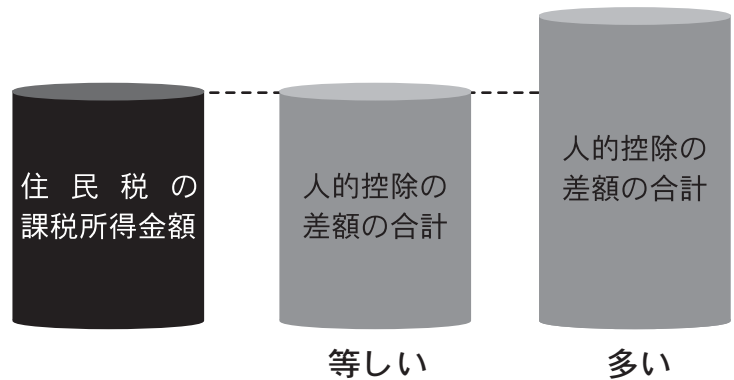


要件

平成 19 年度住民税の課税所得金額より
住民税と所得税との人的控除の差額の
合計が少ない場合（申告分離課税分は除
く）



平成 20 年度住民税の課税所得金額より
住民税と所得税との人的控除の差額の合計が等しいか多い
場合（申告分離課税分を含む）

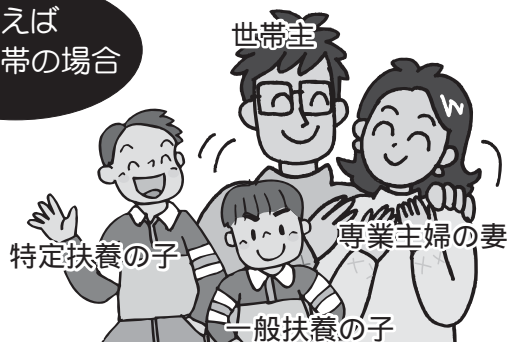


課税所得金額...収入金額から必要経費等と所得控除を差し引いた後の金額

○人的控除の種類および住民税と所得税との差額

控除の種類		所得税	住民税	差額	控除の種類		所得税	住民税	差額	
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円	扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	
	配偶者の合計所得金額が 40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円		特定扶養	63万円	45万円	18万円	
配偶者 控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円		老人 扶養	同居老親等	58万円	45万円	13万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円		同居老親等以外	48万円	38万円	10万円	
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円	寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円		特別寡婦	35万円	30万円	5万円	
基礎控除		38万円	33万円	5万円	寡夫控除		27万円	26万円	1万円	
					障害者 控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円	
						特別障害者	40万円	30万円	10万円	

例えば
4人世帯の場合



この世帯の人的控除の差額の合計は

基礎控除（5万円）、一般配偶者控除（5万円）、一
般扶養（5万円）、特定扶養（18万円）の合計額 33
万円です

したがって

平成 19 年度分の住民税課税所得金額が 33 万円より
多く、かつ、平成 20 年度分の住民税課税所得金額が
33 万円と等しいか少ない場合は対象となります

申告が 必要です

この減額を受けるには、平成 19 年度の住民税を納めた市区町村（平成 19 年
1 月 1 日に居住していた市区町村）に、申告が必要です。他の市区町村から転
入してきた方は、申告先を間違わないようご注意ください。また、平成 19
年度分をすでに納付している方には、申告後に減額分を還付します。

期 間 7 月 1 日(火)から 31 日(木) 持ち物 印鑑
申告先 市税務課市民税係、北村・栗沢支所市民課
申告書は、申告期間に窓口に備え付けるほか、市のホームページからもダウンロードできます

問合せ先 市税務課市民税係